

広島県告示第二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によつて、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十六年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定期間
医療法人社団 精彩会	尾道市美ノ郷 町三成一〇六 五番地の一	介護老人保健 施設精彩園	尾道市美ノ郷 町三成三三九 一三	尾道市美ノ郷 町三成三三九 一三	訪問リハビリテーション	平成二六年 一月一日
株式会社みのり	東広島市八本 松南八丁目一 三番九号	訪問看護ステーションみのり	東広島市八本 松南一丁目一 三番一〇号 ワンボナンザ	東広島市八本 松南一丁目一 三番一〇号 ワンボナンザ	訪問看護	平成二六年 一月一日
株式会社あすか	広島市西区南 観音二丁目八 番二五号	訪問看護ステーションあすか東広島	東広島市黒瀬 町国近三三五 一九	東広島市黒瀬 町国近三三五 一九	訪問看護	平成二六年 一月一日